

工業統計調査の必要性

1. 調査の目的・必要性

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、工業統計調査規則（昭和26年12月28日通商産業省令第81号、最終改正平成24年10月11日経済産業省令第79号）によって実施している。

本調査は、事業所数、従業者数、現金給与額、原材料・燃料・電力使用額、製造品出荷額、有形固定資産額、工業用水の使用量などを産業分類別、規模別、地域別等に工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査の結果は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の運用、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の運用、ものづくり基盤技術の高度化に関する法律の運用など中小企業施策、産業立地施策及び都道府県における流域別下水道整備総合計画、流域別下水道整備総合計画に関する基本方針の策定などの各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。また、国民経済計算、企業物価指数、産業連関表、鉱工業生産指数、中小企業白書などの各種二次統計作成のための基礎資料及び各種統計調査の母集団など幅広く利用されている。

2. 他調査との重複

製造業の活動を把握することを目的とした統計調査は工業統計調査の他には、経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）があるが、重複排除の観点から経済センサス-活動調査の対象となる年は工業統計調査は実施せず、工業統計調査で必要となる事項は経済センサス-活動調査によって把握することとしている。

3. 行政記録情報の利活用

行政記録情報の有無等について確認したが、現時点において本調査の調査事項に代替可能な行政記録情報は確認できない。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査は全数調査であるため、重複是正措置の対象外である。

調査履歴の登録については、調査結果名簿を平成27年3月に提出予定。